

第175回
奈良県
都市計画
審議会

議案外審議
案件

奈良県都市計画審議会常務委員会について

0. 案件の概要

天理市が土地区画整理事業の事業計画（変更）を定めようとし、公衆の縦覧に供したところ、利害関係者から県知事あてに意見書の提出があり、あわせて口頭意見陳述の申し出があった。

口頭意見陳述の場として、奈良県都市計画審議会に常務委員会を設置する。

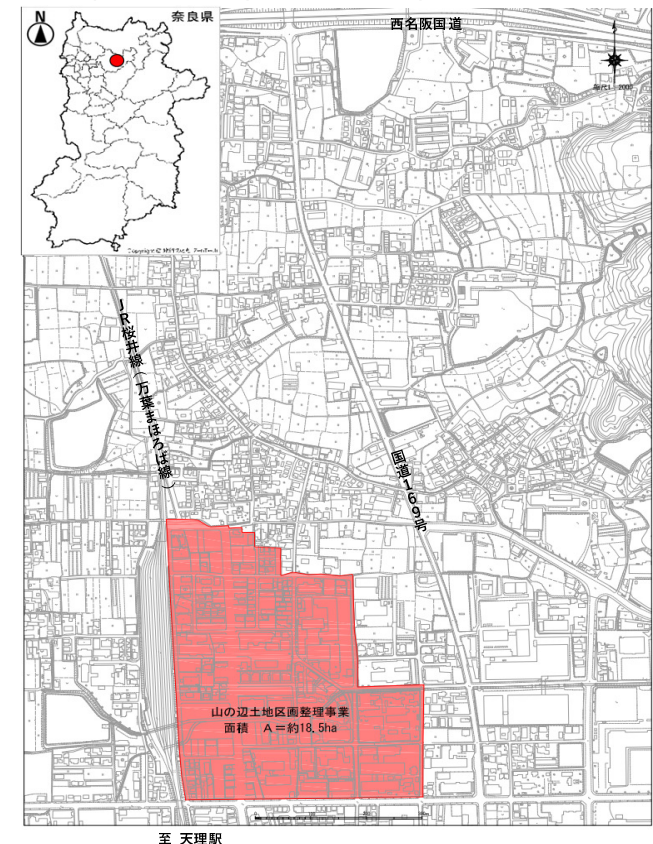
（参考）対象の土地区画整理事業計画（変更）の概要

○土地区画整理事業の名称 大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業（第16回変更）

○施行者 天理市（昭和44年度～事業開始）

○変更の概要

- ・ 施行地区の区域の修正
（地域の名称に三島町を明記）
- ・ 基本方針及び土地利用計画に用途地域3種類（第1種・第2種住居地域、近隣商業地域）の文言を追記
- ・ 事業進捗及び出来形測量完了に伴い、
地積及び面積の変更



R7.4 天理市が土地区画整理事業の事業計画（変更）を縦覧

→利害関係者より、知事あてに意見書の提出
意見書の提出にあわせて、口頭意見陳述も申し出

【参考】

○土地区画整理法第55条第1項

- ・市町村が土地区画整理事業を施行しようとする場合は、事業計画書を作成し、公衆に縦覧する

○土地区画整理法第55条第2項

- ・利害関係者は、事業計画について意見がある場合、都道府県知事に意見書を提出することができる

2. 意見書の取扱い、必要な手続き

- (1) 意見書が提出された場合、知事は意見書を都市計画審議会に付議
※意見書について、口頭意見陳述の申し出があった場合は、
口頭で意見を述べる機会を与えなければならない
- (2) 都市計画審議会において口頭意見陳述の実施
- (3) 都市計画審議会において意見書を審査
→知事に意見書の採択の可否について答申

【参考】

○土地区画整理法第55条第3項、第4項、第5項

- ・意見書が提出された場合、知事は意見書を都道府県都市計画審議会に付議し、都道府県都市計画審議会は意見書の内容を審査する
- ・意見書の内容の審査にあたっては、行政不服審査法の手続きを準用し、行政不服審査法中「審理員」とあるのを「都市計画審議会」と読み替える

○行政不服審査法第31条

- ・意見書について、口頭意見陳述の申し出があった場合は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない

3. 常務委員会について

- 都市計画審議会の委任を受け、その権限に属する事項で、軽易なものを処理するために「常務委員会」を設置できる

常務委員会の委員は会長が指名した**10名以内**で組織する

※ 奈良県都市計画審議会条例 第6条

- 審議会が常務委員会に委任する事項の範囲

- ・ 都市計画法以外の法令により都道府県知事が審議会に付議すべきものと定められた事項

※ 奈良県都市計画審議会運営規程
第11条第3項



常務委員会にて口頭意見陳述を実施

4. 今後の予定

●今後の進め方

- R7.7.31
 - ・都市計画審議会で、常務委員会の設置のご了承
 - ・会長より常務委員会の委員を指名
(久委員、朝岡委員、山口委員)
- R7.8～9
 - ・口頭意見陳述の日程調整（常務委員会の委員、利害関係者）
→常務委員会（口頭意見陳述）の開催
- R7.11
 - ・都市計画審議会に意見書を付議
(口頭意見陳述の結果を報告)

●意見書の付議に対する対応について

- 意見書を採択
 - 知事へ答申 → 知事が天理市に事業計画の修正を求める
 - 天理市が事業計画を修正し、再度、縦覧を行う
- 意見書を不採択
 - 知事へ答申 → 知事が不採択の旨を意見書を提出した者に通知